

報告第 19 号

市有地の樹木伐採作業時における物損事故に係る損害賠償の額を
定め、和解することについての専決処分の報告について

西海市大瀬戸町瀬戸檜浦郷で発生した市有地の樹木伐採作業時における物損事故に関し、損害賠償の額を定め、和解することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項として専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 5 年 1 2 月 1 日 提出

西海市長 杉澤 泰彦

専決処分第 12 号

損害賠償の額を定め、和解することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項として、次のとおり専決処分する。

令和 5 年 11 月 9 日 専決

西海市長 杉澤 泰彦

市有地の樹木伐採作業時における物損事故に係る損害賠償の額を定め、和解することについて

西海市大瀬戸町瀬戸檜浦郷で発生した市有地の樹木伐採作業時における物損事故に関し、次のとおり損害賠償の額を定め、和解するものとする。

- 1 相手方住所
氏名
- 2 損害賠償額 金 82,000 円
- 3 事故の発生概要 発生日時 令和 5 年 9 月 28 日 午後 2 時 00 分頃
発生場所 西海市大瀬戸町瀬戸檜浦郷 ■■■ 番地 ■■■
- 4 事故の状況 事故発生場所に隣接する市有地（西海市大瀬戸町瀬戸西濱郷 ■■■ 番地 ■■■）の樹木を高所作業車を使用して伐採していた際、作業床を格納するため旋回したところ、隣接住宅のカーポート梁部分と高所作業車のブーム部が接触したもの

施設事故等発生概要書

相手方	氏名			
	住所			
事故年月日	令和 5 年 9 月 28 日 午後 2 時 00 分頃			
施設名等	■■■■氏宅カーポート	事故原因	下方不注意 周囲作業員との連絡不足	
事故場所	西海市大瀬戸町瀬戸檜浦郷■■■番地■■■			
警察への届出 (自動車事故の場合)		事故区分	<input type="checkbox"/> 単独 <input checked="" type="checkbox"/> 対物 <input type="checkbox"/> 対人	
事故概要	事故発生場所に隣接する市有地（西海市大瀬戸町瀬戸西濱郷■■■番地■■■）の樹木を高所作業車を使用して伐採していた際、作業床を格納するため旋回したところ、隣接住宅のカーポート梁部分と高所作業車のブーム部が接触した。			
事故状況 略 図	<p>The diagram illustrates the accident scene. A high-reach work vehicle (高所作業車) is shown with its boom extended towards a carport (カーポート) of a residence (氏宅). The boom is in contact with the carport's beam, indicated by a yellow starburst. The work vehicle is positioned on a road (里道). To the left of the road, there are trees (樹木) and utility poles (電柱). The carport is located adjacent to the road. The residence is situated behind the carport. The work vehicle is currently in a retracted position, having just completed a rotation to store the work platform.</p>			
損害見積額	82,000円	損害賠償の方法	1. 損害賠償保険 (加入保険会社名：) ②. その他 (一般財源)	